



島根県報

平成16年 3月30日 (火)

第 1 559 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県職員保健審議会規則を廃止する規則	(職 員 課)	2
島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建 築 住 宅 課)	2
島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	(審 査 課)	3

告 示

島根県土地利用基本計画の一部変更	(土 地 資 源 対 策 課)	3
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健 康 福 祉 総 務 課)	3
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	(")	3
島根県保健医療計画の改訂	(医 療 対 策 課)	4
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	4
島根県しまねの味開発指導センター分析等実施要綱の一部改正	(農 林 水 産 総 務 課)	4
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農 業 経 営 課)	7
県営土地改良事業の工事の完了	(農 村 整 備 課)	7
保安林の指定の解除	(森 林 整 備 課)	7
解除予定森林	(")	7
保安林予定森林	(")	8
保安林の指定施業要件の変更 (2 件)	(")	8
漁業損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅	(水 産 課)	9
島根県新規漁業着業支援事業利子補給金交付要綱の廃止	(")	9
島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	(経 営 支 援 課)	9
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(")	9
都市計画変更の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	10
島根県立都市公園の公園施設を設置し、又は管理する者が営業行為を行う場合の使用料の額の一部改正	(")	10

教委規則

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則	(保 健 体 育 課)	11
島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	(")	12
島根県立ライフル射撃場条例施行規則の一部を改正する規則	(")	13

公安規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	14
--	-------------	----

議会告示

島根県議会事務局規程の一部改正		14
-----------------	--	----

公布された条例等のあらまし

島根県職員保健審議会規則を廃止する規則（規則第17号）

1 規則の概要

島根県職員保健審議会規則は廃止することとした。

2 施行期日

平成16年 4月 1日から施行することとした。

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第18号）

1 規則の概要

特殊建築物の定期報告に係る様式及び建築設備等の定期検査報告に係る様式を削除することとした。（第9条・第10条・様式第6号・様式第7号関係）

2 施行期日

平成16年 4月 1日から施行することとした。

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第19号）

1 規則の概要

証紙による収入の方法により徴収する使用料等から島根県肥飼料検査所分析手数料条例に基づく手数料を削除した。（別表第1関係）

2 施行期日

平成16年 4月 1日から施行することとした。

規 則

島根県職員保健審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第17号

島根県職員保健審議会規則を廃止する規則

島根県職員保健審議会規則（昭和44年島根県規則第42号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第18号

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「特殊建築物定期報告書（様式第6号）に」を削る。

第10条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

様式第6号及び様式第7号を次のように改める。

様式第6号及び様式第7号 削除

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第19号

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

島根県収入証紙条例施行規則（昭和39年島根県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号から第32号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

告 示

島根県告示第355号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第 9 条第 1 項の規定に基づく島根県土地利用基本計画を次に掲げる区域について変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、変更後の島根県土地利用基本計画は登載を省略し、その関係書類を島根県地域振興部土地資源対策課、隠岐支庁及び各総務事務所並びに江津市役所、八雲村役場及び加茂町役場に備え付け一般の縦覧に供する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

江津市、八雲村及び加茂町の一部

島根県告示第356号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さんメンタルクリニック	松江市南田町95 - 17 あさひビル 3 階	平成16年 4月 1日
田中心療内科クリニック	浜田市長沢町3120	平成16年 4月 1日

島根県告示第357号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

指 定 医 療 機 関 の 名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後		
医療法人 小笠原医院	医療法人 小笠原 小笠原 医院	鹿足郡柿木村柿木642番地 2	平成15年 7月 3日

島根県告示第358号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第10項の規定により、島根県保健医療計画（平成11年島根県告示第648号）の全部を改訂し、平成16年4月1日から施行する。

なお、改訂後の計画は、登載を省略し、島根県健康福祉部医療対策課、隠岐支庁健康福祉局及び各健康福祉センターに備え置いて縦覧に供する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第359号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 デイハウスKOMOREBI	通所介護	特定非営利活動法人デイハウスKOMOREBI 指定通所介護事業所 合歓の木	八束郡八雲村大字東岩坂 77番地 3	平成16年 3月20日
特定非営利活動法人 デイハウスKOMOREBI	通所介護	特定非営利活動法人デイハウスKOMOREBI 指定通所介護事業所 榎の木	八束郡八雲村大字東岩坂 77番地 3	平成16年 3月20日

島根県告示第360号

島根県しまねの味開発指導センター分析等実施要綱（平成3年島根県告示第678号）の一部を次のように改正する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

年 月 日

島根県しまねの味開発指導センター所長 様

住所
申請者
氏名

印

分析等依頼申請書

下記のとおり分析等をお願いします。

記

試料の品名					
試験分析の 種類	項目又は試験 内容	件数	単価 (円)	手数料 (円)	備 考
	計				

収入証紙はり付け欄

様式第 2 号中「様式第 2 号」を「様式第 2 号 (第 4 条関係)」に改める。

様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 5 条関係)

年 月 日

島根県しまねの味開発指導センター 所長 様

住所
申請者
氏名

印

謄本交付申請書

年 月 日付で依頼した分析等の成績書謄本 部の交付を申請します。

収入証紙はり付け欄

附 則

この告示は、平成16年 4月 1日から施行する。

島根県告示第361号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年1.4パーセント」を「年1.6パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成16年 3月30日から施行する。
- この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年 3月18日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第362号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定により告示する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
飯石北地区（宮内工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成16年 3月 8 日

島根県告示第363号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 解除に係る保安林の所在場所
浜田市三階町1814 - 12、1814 - 13
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第364号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 解除予定保安林の所在場所
那賀郡弥栄村大字門田813 - 13
- 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

島根県告示第365号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

簸川郡佐田町大字佐津目930

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第366号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。

平成12年 8月 4日 島根県告示第638号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第367号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。

平成10年 9月 7日農林水産省告示第1384号、平成11年 1月14日農林水産省告示第50号（二に限る。）、平成11年10月28日農林水産省告示第1377号、平成13年 5月25日島根県告示第408号（一に限る。）、平成13年 5月25日島根県告示第

409号(二に限る。) 平成14年 2月22日島根県告示第202号、平成14年 2月22日島根県告示第203号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第368号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成12年島根県告示第288号による保険に付すべき義務は、平成16年 3月30日限り消滅したので、同条第2項及び同法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 恵曇加入区
- 2 五箇加入区

島根県告示第369号

島根県新規漁業着業支援事業利子補給金交付要綱(平成12年島根県告示第330号)は廃止し、平成16年 4月 1日から施行する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第370号

島根県中小企業制度融資要綱(昭和47年島根県告示第239号)の一部を次のように改正する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

別表一般融資の部経営基盤強化資金の項融資対象者の欄中「中小企業者」を「中小企業者、企業組合又は協業組合」に改め、同表特別融資の部構造転換支援資金の項融資対象者の欄中「のための資金」を「のために既往の借入金の借換資金」に改め、同表の注の1中「平成16年 3月31日」を「平成17年 3月31日」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年 4月 1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、平成16年 4月 1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第371号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4月以内に、次の(4)に定めるところにより意見を述べることができる。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロックショッピングセンター大田 島根県大田市長久町土江字八石646 - 2 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

ロック開発株式会社 代表取締役 松尾茂和 東京都千代田区神田佐久間河岸67

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

空床

(変更後)

はるやま商事株式会社 代表取締役 治山正史 岡山県岡山市表町1 - 2 - 3

イ 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前)

東京都台東区上野7 - 14 - 4

(変更後)

東京都千代田区神田佐久間河岸67

ウ 変更の年月日

上記ア 平成15年4月12日

上記イ 平成15年11月1日

2 届出年月日 平成16年3月19日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市商工観光課(大田市大田町大田口1111番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第372号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成16年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
仁多都市計画公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域
仁多郡仁多町大字三成
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島根県告示第373号

島根県立都市公園の公園施設を設置し、又は管理する者が営業行為を行う場合の使用料の額（平成8年島根県告示第338号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

表の備考以外の部分を次のように改める。

区 分		使 用 料	
		消費税法（昭和63年法律第108号） 別表第1第1号に該当する使用	左欄に掲げる使用以外の使用
公園施設を 設置する者	臨時的な施設により土地を使用する場合	1平方メートルにつき 10円	1平方メートルにつき 10円50銭
	臨時的な施設により建物を使用する場合	1平方メートルにつき 24円	1平方メートルにつき 25円20銭
	恒久的な施設により長期間継続して土地を使用する場合	使用する土地の価格に100分の3を乗じて得た額を365で除して得た額	
公園施設を 管理する者	シャワー	37円	38円85銭
	駐車場	10円	10円50銭

教 育 委 員 会 規 則

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第4号

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立武道施設条例施行規則（昭和45年島根県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第2号を第4号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。 施設使用料の半額に相当する額
- (3) 前号に掲げる者の介助者（原則として前号に掲げる者の人数と同じ人数までに限る。）。 施設使用料の全額

別表の1の(1)の表中 「幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者」 を 「幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者」 に、

「 高等学校の生徒若しくは大 学の学生又はこれらに準ず る者 」	を	「 大学の学生又はこれに準ず る者 」	に改め、別表の1の(2)の表中
「 中学校の生徒又はこれに準 ずる者 」	を	「 中学校若しくは高等学校の 生徒又はこれらに準ずる者 」	に、
「 高等学校の生徒若しくは大 学の学生又はこれらに準ず る者 」	を	「 大学の学生又はこれに準ず る者 」	に、
「 上記の者以外の者 」	を	「 上記の者以外の者（未就学 児及び小学校の児童を除 く。） 」	に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第5号

島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立体育施設条例施行規則（昭和52年島根県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第2号を第4号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。 施設使用料の半額に相当する額
- (3) 前号に掲げる者の介助者（原則として前号に掲げる者の人数と同じ人数までに限る。）。 施設使用料の全額

別表の1の(1)のアの表中	「 幼稚園の幼児、小学校の児 童、中学校の生徒若しくは これらに準ずる者、未就学 児の付添人（未就学児の人 数と同じ人数までに限る。） 又は見学者 」	を	「 幼稚園の幼児、小学校の児 童、中学校若しくは高等学 校の生徒若しくはこれらに 準ずる者、未就学児の付添 人（未就学児の人数と同じ 人数までに限る。）又は見 学者 」	に、
「 高等学校の生徒、大学の学 生若しくはこれらに準ずる 者又は小学校第1学年から 第3学年までの児童（以下 「小学校低学年の児童」と いう。）の付添人（小学校 低学年の児童の人数と同じ 人数までに限る。） 」	を	「 大学の学生若しくはこれに 準ずる者又は小学校第1学 年から第3学年までの児童 （以下「小学校低学年の児 童」という。）の付添人（小 学校低学年の児童の人数と 同じ人数までに限る。） 」	に改め、別表の1の(2)のイの表中	

「中学校の生徒又はこれに準ずる者」を「中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者」に、

「高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者」を「大学の学生又はこれに準ずる者」に、

「上記の者以外の者」を「上記の者以外の者（未就学児及び小学校の児童を除く。）」に改める。

別表の 2 の(1)の表中 「幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者」を「幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者」に、

「高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者」を「大学の学生又はこれに準ずる者」に、

「上記の者以外の者（幼児を除く。）」を「上記の者以外の者（3歳未満の者を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

島根県立ライフル射撃場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第 6 号

島根県立ライフル射撃場条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立ライフル射撃場条例施行規則（昭和54年島根県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（減免の申請）

第 6 条 条例第 8 条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する額を減免することができる。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。 施設使用料の半額に相当する額
- (2) 前号に掲げる者の介助者（原則として前号に掲げる者の人数と同じ人数までに限る。）。 施設使用料の全額
- (3) その他教育長が公益上特に必要があると認めるとき。 教育長が別に定める額

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第 3 号）を第 4 条の申請書を提出する際に場長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

島根県公安委員会委員長 森 崎 禎 璋

島根県公安委員会規則第7号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（昭和33年島根県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則の表松江警察署川津交番の項所管区の区域の欄中「上本庄町の一部」の次に「、大輪町の一部（島根大学教育学部附属幼稚園及び同小学校の区域）」を加え、同表松江警察署内中原交番の項所管区の区域の欄中「、東奥谷町の一部（南区）」を削り、「大輪町」の次に「（川津交番の所管区の区域を除く。）」を加え、同表松江警察署比津交番の項所管区の区域の欄中「（内中原交番の所管区の区域を除く。）」を削る。

本則の表安来警察署比田駐在所の項所管区の区域の欄中「、西谷」を削り、同表安来警察署布部駐在所の項所管区の区域の欄中「宇波」の次に「、西谷」を加える。

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

議 会 告 示

島根県議会告示第2号

島根県議会議務局規程（昭和42年島根県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成16年 3月30日

島根県議会議長 宮 隅 啓

第3条を次のように改める。

（室、グループリーダー及びスタッフの設置）

第3条 課にそれぞれ次の室、グループ及びスタッフを置く。

課	室	グループ及びスタッフ
総務課		総務グループ
	秘書室	
議事調査課		法令スタッフ 議事スタッフ 委員会スタッフ
	政務調査室	

2 前項の室、グループ及びスタッフに属する事務は、事務局長（以下「局長」という。）が定める。

第4条第1項の表を次のように改める。

職	職 務
室 長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
グループリーダー	上司の命を受け、グループの事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第4条第2項の表を次のように改める。

職	職 務
参 事	上司の命を受け、局の事務のうち、特定の重要な事務を掌理する。
主 査	上司の命を受け、課又は室の事務のうち、特定の事務を掌理する。
副 主 査	上司の命を受け、課又は室の事務のうち、特定の事務を処理する。
主 幹	上司の命を受け、課又は室の事務のうち、特定の事務を処理する。
調 査 主 任	上司の命を受け、専門的事務を処理する。
主 任	上司の命を受け、事務分掌に定める事務に従事する。
主 任 主 事	
主 任 技 師	
主 事	
主任運転技師	上司の命を受け、技術的業務に従事する。
施設管理技師長	
主任施設管理技師	
守 衛 長	
守 衛 副 長	
主 任 守 衛	
運 転 技 師	
施 設 管 理 技 師	
守 衛	

第 6 条第 1 項中「課長補佐、主幹、係長」を「グループリーダー、副主査、主幹」に改め、同条第 2 項中「主任運転技師」の次に「、施設管理技師長」を加える。

第10条第 3 項中「課長補佐」を「グループリーダー」に改める。

附 則

この告示は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

